

第2期 白馬村子ども・子育て 支援事業計画

令和2年白馬村

ダイジェスト版

基本理念

本村では、上位計画である白馬村第5次総合計画の基本構想の実現とともに、白馬村に生まれて良かった、育てて良かったと思えるような地域づくりを目指した施策の推進に取り組めます。

そこで、一人ひとりの村民、地域や行政が互いに連携・協力し、白馬村の子どもや親が、安心して子育てができる村となることを目指し、本計画の基本理念を以下のとおり決めました。

心通わせ 子どもも親もイキイキと輝く 白馬の子育て

基本方針

基本理念である、「心通わせ 子どもも親もイキイキと輝く 白馬の子育て」を基本として、計画における基本方針を決めました。

- 子育て支援とは、村民、教育・保育関係者、企業・団体、行政、その他の社会のあらゆる分野が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、保護者としての成長を支援することです。
- 子どもが心身共に健やかに成長することについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識のもとに、親子に対する見守りと育みの心を持って、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで子育て支援を推進し、保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が重要です。
- 子どもの最善の利益を実現すること、子ども自身の育つ力を最大限に生かし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境をつくる事が、地域の役割であり、子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責務です。

計画の期間

本計画の期間は、令和2年から6年度までの5か年とします。また、計画の進捗・評価を行い、必要に応じて計画期間内も見直しを検討します。

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

第2期白馬村子ども・子育て支援事業計画

基本理念：心通わせ 子どもも親もイキイキと輝く 白馬の子育て

基本方針

- ・子育て支援は、地域全体で保護者に寄り添い保護者としての成長を支援する。
- ・保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が大切
- ・子どもの最善の利益を実現し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を醸成する

基本的施策

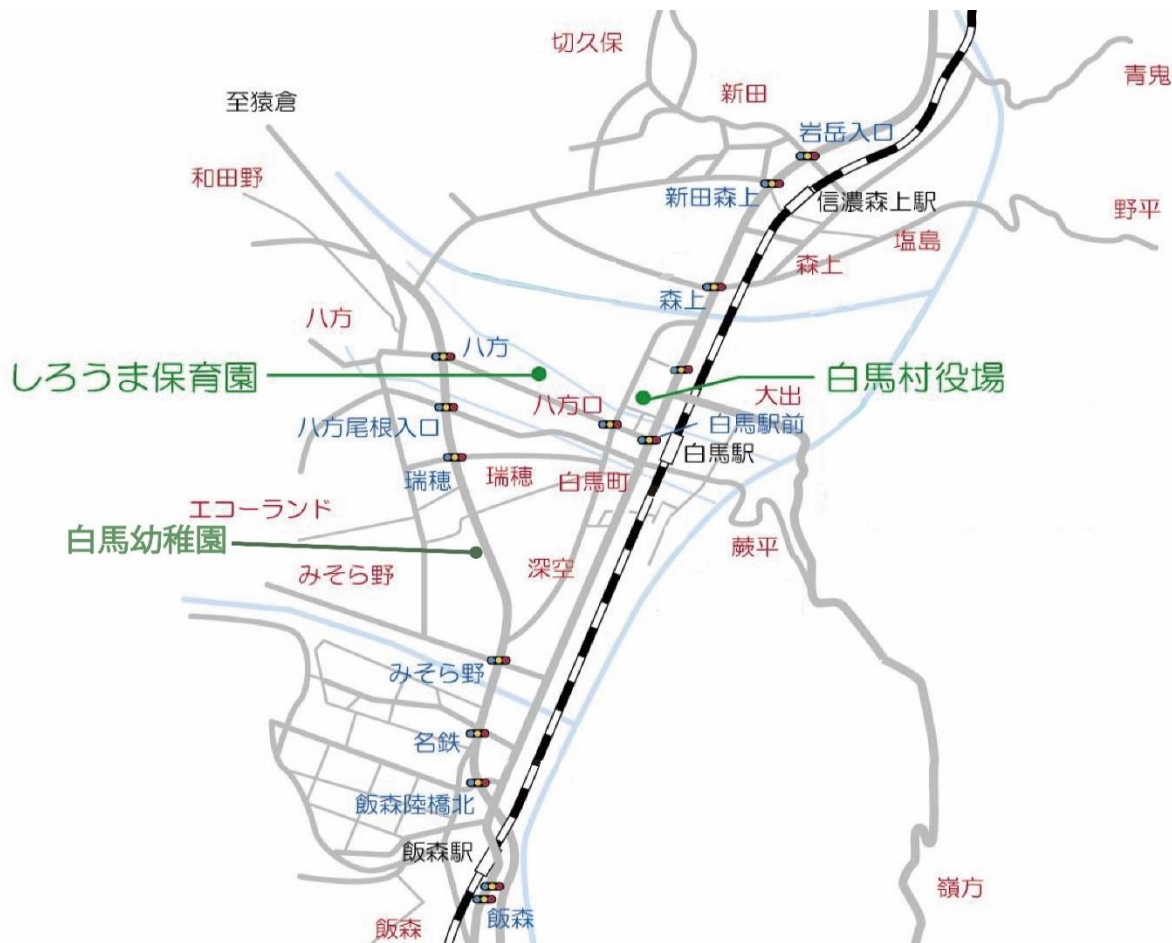
1. 親と子どもの健康づくり
2. 安心して楽しい子育ての推進
3. 子どもが健やかに育つ環境づくり
4. 仕事と子育ての両立支援
5. 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

施策

- 1 安全な妊娠、出産への支援
- 2 子どもとその家族への健康支援
- 3 食育支援
- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 子育て支援のネットワークづくり
- 3 子どもの健全育成
- 4 事故防止への取り組み
- 5 医療体制の充実
- 6 魅力ある学校教育の推進
- 7 良好な居住環境の確保
- 8 保育サービスの充実
- 1 次世代の親の育成
- 2 安全・安心のまちづくりの推進
- 3 安心して外出できる環境の整備
- 1 男女共同参画の意識啓発
- 2 仕事と子育ての両立支援
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 1 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
- 2 障がい児施策の充実
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

教育・保育施設の状況(教育・保育の提供区域)

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、地域の実情に応じた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。



		令和2年度				令和3年度				令和4年度											
		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号			
		学校教育のみ		保育の必要性あり		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		保育の必要性あり			
		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育のみ	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育のみ	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育のみ	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み		30	48	95	7	42	28	45	88	7	43	25	40	79	7	44					
確保方策	特定教育保育施設			123	9	48			123	9	48			123	9	48					
	確認を受けない幼稚園	90					90					90									

		令和5年度				令和6年度									
		1号		2号		3号		1号		2号		3号			
		学校教育のみ		保育の必要性あり		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		保育の必要性あり			
		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育のみ	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育のみ	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		25	41	81	7	43	25	41	81	7	43				
確保方策	特定教育保育施設			123	9	48			123	9	48				
	確認を受けない幼稚園	90					90								

地域子ども・子育て支援事業(事業目標・目標事業量)

家で育児をしている家庭を含めた全ての子ども・子育て家庭に向け、「地域子ども・子育て支援事業」として、さまざまな子育て支援を進めていきます。

◆ 利用者支援事業

	令和2～6年度
開設場所	1か所

◆ ファミリー・サポート・センター事業

	令和2～6年度
開設場所	1か所

◆ 地域子育て支援拠点事業

	令和2～6年度
開設場所	1か所

◆ 一時預かり事業

	令和2～6年度
開設場所	1か所

◆ 妊婦健康診査事業

令和2～6年度	
現状の体制を維持・継続	

◆ 延長保育事業

	令和2～6年度
開設場所	1か所

◆ 養育支援訪問事業

令和2～6年度	
現状の体制を維持・継続	

◆ 病児・病後児保育事業

	令和2～6年度
開設場所	1か所

◆ 乳児家庭全戸訪問事業

令和2～6年度	
現状の体制を維持・継続	

◆ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆ 子育て短期支援事業

令和2～6年度	
現状の体制を維持・継続	

令和2～6年度

事業の実施について検討を進める

次世代育成支援に関する施策

施策の具体的な内容について記載いたします。

親と子どもの健康づくり

1 安全な妊娠、出産への支援

- ・妊娠出産の支援
- ・不妊・不育症治療費補助事業

2 子どもとその家族への健康支援

- ・健診・健康教育事業
- ・予防接種事業

- ・母乳育児の推進

- ・小児生活習慣病保健指導

- ・親世代の健康支援

3 食育支援

- ・学校給食における食育教室
- ・食育推進事業

安心で楽しい子育ての推進

1 地域における子育て支援サービスの充実

- ・子育て情報提供の充実
- ・交流型子育て支援事業
- ・ファミリー・サポート事業
- ・施設預かり型子育て支援事業
- ・心の支援事業
- ・支援ルームの今後についての検討

2 子育て支援のネットワークづくり

- ・母子保健連絡協議会
- ・児童・虐待予防事業
- ・障がいがある子どもと家族への支援

3 子どもの健全育成

- ・児童の居場所の拡充
- ・放課後・休日活動の推進
- ・地域の児童健全育成の推進
- ・有害環境対策の推進
- ・犯罪等被害から守る対策

4 事故防止への取り組み

- ・事故防止のための啓発
- ・応急処置方法の啓発

5 医療体制の充実

- ・平日夜間小児科・内科急病センター
- ・休・祝日緊急当番医事業
- ・乳幼児等福祉医療費給付

6 魅力ある学校教育の推進

- ・新たな教育システムの構築
- ・確かな学力の向上
- ・豊かな心と健やかな体の育成
- ・信頼される学校づくりの推進

7 良好な居住環境の確保

- ・若者の定住化促進

8 保育サービスの充実

- ・多様な保育サービスの提供
- ・保育士の研修の充実
- ・保育サービス評価の充実
- ・保育所のあり方と施設の整備

子どもが健やかに育つ環境づくり

- 1 次世代の親の育成
 - ・中高生の乳幼児との交流
- 2 安全・安心のまちづくりの推進
 - ・子どもの安全確保
 - ・交通安全の確保
- 3 安心して外出できる環境整備
 - ・安全な道路環境の整備
 - ・施設のバリアフリー化の促進
 - ・イベントや集会等での託児の実施
 - ・遊び場の確保

仕事と子育ての両立支援

- 1 男女共同参画の意識啓発
 - ・男女共同参画社会づくり事業推進協議会の開催及び啓発活動
- 2 仕事と子育ての両立支援
 - ・施設預かり型子育て支援事業
 - ・多様な保育サービスの提供
 - ・児童の居場所の拡充
- 3 家庭や地域の教育力の向上
 - ・いじめ・不登校・家庭教育への支援
 - ・地域の教育力の向上

子ども、家庭の状況に応じた支援の充実

- 1 育児不安の軽減と虐待発生防止への支援
 - ・安心を伝える相談支援
 - ・子育て世代の交流の促進
 - ・安心して集える居場所の提供
 - ・児童・虐待予防事業
- 2 障がい児施策の充実
 - ・早期発見・早期対応事業
 - ・保育の充実事業
 - ・家族の交流への支援事業
 - ・障がい児者支援事業
 - ・障がい児通所支援事業
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ・児童扶養手当
 - ・福祉医療費給付
 - ・低所得家庭への経済支援事業



子どもたちが、それぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を発揮できるように、一人ひとりにあった育ちを応援します。

平日18時～22時に「産婦人科オンライン」では産婦人科医または助産師に、「小児科オンライン」では小児科医にLINEや、電話でご相談いただけます。メッセージチャット、音声通話、動画通話に対応しています。妊娠中から出産後の授乳や子育て期の体調についてのご相談いただけます。登録に必要な合言葉は子育て支援課にお問い合わせ下さい。



小児科オンライン



白馬村の母子手帳アプリです。健診・予防接種・支援ルーム等、白馬村の子育て情報も配信しておりますので、是非ご利用ください。



白馬村における児童等に対する必要な支援体制

白馬村子育て世代包括支援センター「おひさま」

- 妊娠出産期から18歳まで、切れ目のない子育て支援を実施
 - ・産前産後からきめ細かな支援を提供
 - ・相談窓口を一本化しワンストップで切れ目のない支援を実現
 - ・支援プラン作成
 - ・関係機関との連絡調整

白馬村 子育て支援課が2つの機能を担い一体的に実施

白馬子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて村が行う指導
- 関係機関との連絡調整
 - ・支援拠点(子育て支援課)が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

白馬村要保護児童対策地域協議会

しろうま保育園・白馬幼稚園

民生委員会

人権擁護委員

白馬北小・南小・中学校

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
 - 子育て支援課が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関の調整、協力要請 等

役割分担・連携

児童相談所(一時保護所)

- 一時保護、措置(里親委託、施設入所、在宅指導等)
- 市町村援助(市町村相互間の連絡調整、情報提供) 等

子育て支援ルーム

大町保健福祉事務所

白馬高等学校

松本児童相談所

大町警察署白馬交番

大北医師会北部

第2期白馬村子ども・子育て支援事業計画